



2025 年 6 月 25 日に開催された

2025 年度第 4 回理事会(臨時)の概要をお知らせします。

<決議事項>

●会長の選定について

2025 年度の理事改選において、昨年 10 月に会長候補者選定委員会が立ち上がり、今年の 2 月 7 日の臨時評議員会で「次期会長内定者」として川合理事が先んじて理事に選任されていた。川合理事以外の理事については、当初、6 月 13 日の定時評議員会で決議を諮る予定であったが、先般 JVA で発生したコンプライアンス事案に候補者が関与していないことを確認する手続きが必要となったため、続会扱いとなった。その後、6 月 24 日に定時評議員会が再開し、正式に 19 名の理事が選任され、新理事体制が発足した。

次期会長として川合理事が選任される理由や意思表示は資料として共有され、理事候補者選定委員会では、会長内定者として川合理事も参加し、前期の課題・今後の運営方針も踏まえた上で 20 名の理事が選ばれた。これまでの背景も踏まえ、川合俊一氏に会長・代表理事を続投いただきたい。

【決裁事項】

提案のとおり、会長の選任について承認された。

●副会長、専務理事、業務執行理事の選定および担当職務の決定について

前体制での理事会において、金川・須藤両副会長には協会の財務体質や法人化推進など重要事項に力添えいただいていたことから引き続いて務めていただきたい。國分理事は、専務理事に着任してから事務局内の運営面や組織改革などで尽力いただいているため、続投いただきたい。内藤理事・灰西理事はこれまで業務執行理事として推進いただいている技術委員会・法人化などの重要業務を最後まで成し遂げてもらうためにも、引き続き業務執行理事を担っていただきたい。

【決裁事項】

提案のとおり、副会長、専務理事、業務執行理事の選定および担当職務について承認された。

●理事の担当・役割について

重任の理事は既に重要な委員会やプロジェクトへ参画してもらっているために担当は継続してお願いしたい。新任理事は、推薦書を参考に、期待する役割・担当を決定させていただいた。今後の組織への関わり方については、別途相談させてもらうが、喫緊の課題は、ガバナンスの強化を内外から求められているので、外部理事がお持ちの専門的経験・知見から提言・助言の協力をいただきたい。

【決裁事項】

提案のとおり、理事の担当・役割について承認された。



●事務局長の選任について

事務局内に精通している点、全国の都道府県協会に顔が広く内情をよく理解している点から、前期より引き続き村上氏に事務局長をいただきたい。

【決裁事項】

提案のとおり、事務局長の選任について承認された。

●2025 年度役員報酬額の決定について

2025 年度の役員報酬について 6 月 13 日に定時評議員会で役員報酬総額上限額の 8,000 万への変更が承認された。内訳が常勤役員（会長・専務理事・業務執行理事）4 名の報酬総額が 5,520 万円となり、非常勤役員の報酬総額が 434.5 万円となる。非常勤役員の報酬総額は、会議の重要度で 3 種に分けてあるそれぞれの会議回数と人数で計算した合計金額となっている。この 2 つの報酬総額を合算すると 5,954.5 万円になり、評議員会で承認を得た報酬総額上限額の 8,000 万円以内となる。

■常勤役員報酬と非常勤役員報酬について

①常勤役員報酬総額：5,520 万円

会長＋専務理事＋業務執行理事 2 名 = 5,520 万円

②非常勤役員報酬総額：434.5 万円

- ・重要会議：52.0 万円
- ・主要会議：274.5 万円
- ・その他：108.0 万円

①＋②＝5,954.5 万円

【決裁事項】

提案のとおり、2025 年度役員報酬の決定について承認された。

●事務局規程の改定について（重要な使用人の定義）

「重要な使用人」については選任等のルールが定款に定められていたが、その役職については明確に定義付けがされていなかった。事務局を運営する上で組織や役職のルールを決めている事務局規程の第 11 条に追記して、事務局長とグループシニアダイレクターが重要な使用人に該当することを明確にしたい。

■追加条文

（重要な使用人の選任）

第 11 条 前項 1 号の事務局長およびグループシニアダイレクターは理事会の決議を経て重要な使用人に選任するものとする。



【決裁事項】

提案のとおり、事務局規程の改定について承認された。

●重要な使用人の選任について

前の議題にあった重要な使用人に定義づけされた事務局長・グループシニアダイレクターについて現在その役職にある4名を選任したい。

【決裁事項】

提案のとおり、重要な使用人の選任について承認された。

●責任限定契約の締結（限度額決定）について／定款第37条2項

これまで非常勤理事の方々に免責事項がなく、無限責任となっていた。そのため、JOC 法務サポートに確認し、アドバイスをもらった上で、役員への就任を依頼するにあたり、組織的に受け入れ体制を整えておくことが望ましいと考え、規程化することとした。また、サッカー協会や他協会を参考に賠償責任限度額を10万円とすることにした。この契約は、非常勤理事と協会との個人契約を任意の形で締結させてもらうことになる。

【決裁事項】

提案のとおり、責任限定契約の締結について承認された。

●加盟団体規程の改定について

加盟団体規程の改定で大きなポイントは、第2条の分類に「加盟リーグ」を追加し、JVLとSVLを分類した。また、これまで実施していた「加盟団体連携会議」を運営状況に即して条文化し、主旨を明確化した。

■加盟団体規程変更内容

第2条 加盟団体の分類に「加盟リーグ」を追加

鳥取県バレーボール協会「一般社団法人」を追加

第7条 加盟（準加盟）リーグの組織の定義について記載

第8条 届け出はシステム化したため、「所定の様式」を「台帳」に修正

代表委員は選任「することができる」から「しなければならない」に修正

第9条 全国ブロック理事長もオブザーバーとして出席いただいているため、実態に合わせて修正。開催方式も明記。

第10条 昨年度より「加盟団体連携会議」が開催されているため追記

第14条 すでに提出済みの「届け出義務の書類」および「加盟申請書類」に変更があった場合は直ちに再提出することを両書類に適用することを明記

第15条 理事会が別に定める加盟審査要項が今まで存在しておらず、運用上支障もなかつたため削除。

第16条 定款に記載のあった資格喪失を移譲

第17条 解散の場合も理事会で決議することを明記。除名の際は弁明の機会を設置



第 18 条 規程の改廃に関する記載がなかったため追記。併せて、加盟団体名の名称変更のみの場合は業務執行理事会に委譲されているため、その旨も追記。
他規程類とあわせた表記の方法を統一（この法人→本協会、及び→および 等）

【決裁事項】

提案のとおり、加盟団体規程の改定について承認された。

<報告事項>

●今後の会議スケジュールについて

新任理事も加わったことで、改めて会議日程の確認を行った。

●新社会人リーグ構想について

SVL・JVL・JVA でリーグのあり方について共同で立案してくることについて、方針決議はできていないが、情報共有をしたい。現在は SV リーグと V リーグの 2 つのリーグがある。将来の構想として SV リーグが世界最高峰を目指す事に注力するにあたって経営力・影響力・競技力等のリーグに所属するクラブの力を高める方向に舵をきることになる。

一方で SV リーグの下部にある現在の V リーグが 2 つに分かれ、SV リーグの下部リーグとして将来的に SV リーグに入っていくチームと、現在の V リーグよりもっと地域密着の社会人のトップを目指すチームが集まったリーグの構成となる。この地域密着リーグを資料では新 V リーグと記載しているが、この新 V リーグを立ち上げていきたい。社会人リーグをつくることによって、働きながら高いレベルで競技を続けていける環境が必要ではないかと考えた。また、SV リーグが今後プロを志向していく中でプロでないと高いレベルで続けられないのかという事から、企業人としてもバレーボールを続けていく機会が必要であり、社会人として基盤をもった形で参加できるリーグをつくりたいと思っている。アマチュアの最高峰のリーグということで新 V リーグが競技力を追求すると同時に生涯スポーツとしてのバレーボールの基盤との間に入って繋げていきたいと考えている。

●第三者委員会の調査報告を受けての対応施策について

大元は、JVA から外部に出そうとしたコンプライアンスに抵触するような文書があると、コンプライアンス委員会に連絡が入ったこと。委員会で調査、検討を行った結果、文書のことだけでは判断がつかず、全体を把握したいとの意見があった。そのため、第三者委員会を立ち上げ、半年ほどかけて全体を調査した。調査の結果、「FoO のルール変更に気が付くまで半年かかったことについて JVA の組織の在り方に対する問題」、「外部に出た文書に不適切な内容が含まれ、物事の進め方に対する問題」について指摘を受けている。この結果をコンプライアンス委員会で再度審議してもらい、関与した職員の処分案を決定し、その処分を理事会で承認した。これが一連の流れ。

今回の調査や決議を受け、対策を大事にしたい。第三者委員会からの指摘に対して解決に向けた課題を投げかけられており、対策をまとめて前体制の理事会で確認している。

【対策内容】

①個別活動を組織全体活動とする体制の構築



- ・SD ミーティング(旧本部長会議)の有効活用による各部門連携強化
- ・SD ミーティングの位置づけ、権限、機能を規程として整える。
- ・SD ミーティング決議事項を組織間で共有し連携する仕組みを明確にする。
- ・協会としての活動(プロジェクト、ワーキンググループ、タスクフォース含む)については業務執行理事会で決議後、その目的・進捗をSD間で共有し必要に応じて組織内で共有する。内容・範囲は都度判断する。
- ②国際渉外体制の強化
 - ・国際渉外チームの業務分掌に「FIVB 理事会決議事項、レギュレーション変更等の把握と協会内共有化」を明示する。また、人員手当も含め複数名での担当体制とする。
 - ・国際に関わる全ての業務を洗い出し担当部門・担当者を明確にする。
- ③文書管理体制の見直し
 - ・「文書管理規定」の制定、発簡番号管理、発信者明示等の徹底
 - ※前回の不祥事が不適切な文書発信に依るものであったにも関わらず、その反省が活かされていないため、JVAとして組織的に適切な文書管理を行える体制を構築する。
- ④ガバナンス体制の強化・充実
 - ・危機管理意識の向上を含むガバナンス教育、インテグリティ教育、コンプライアンス研修の実施。併せて「内部通報制度」の点検・周知を行う。
 - ※本来「帰化」の様な事案については距離を置く判断が協会としてできる体制を整える
 - ・JAPAN バレーボール WAY の理解→共感→実践 を促す施策を実施
 - ・業務監査の実施を検討
- ⑤懲罰制度の整備
 - ・事務局職員に対する「懲戒規程」の制定と周知
 - ※不適切な文書に関しては、案ではあったものの、外部に送付された時点で法的には行使(提出)に当たり、コンプライアンス委員会にその処分の審議を上申する。

●名誉役員規程の新設について

定款に記載があった名誉役員の部分について別規程に独立させる事を報告する。名誉役員の整理を行って名誉役員の詳細な部分について規程化して明確にしていこうと考えている。定款からは除いたが、規程は現在精査中のため、7月の理事会で審議いただく予定。規程が制定されてから、名誉役員の選任を行っていく流れとなる。

●ガバナンス強化について

理事の皆様へお願い事項として、第三者委員会の調査報告を受けた対応施策のなかで説明があった通り、第三者委員会の一連の流れから、日本バレーボール協会として改めて組織体質とガバナンスの強化により一層努めていきたいと考えている。その中で理事、監事の皆様と共に実践していきたい事を3点掲げている。



■強化のポイント

- (1) ガバナンスの強化
- (2) コンプライアンスの強化
- (3) リスクマネジメントの強化

今年度はガバナンスコードの適合審査もあるが、理事、監事の皆様と「健全な組織づくり」を実現していきたいと考えているので協力をお願いしたい。

以上